

災害等情報(詳報)

鉱 種： 石灰石	鉱山の所在地： 山口県					
災害等の種類： 坑外・墜落	発生日時： 平成30年12月9日(日) 9時45分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			－	－	1	1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数）： 45歳、作業責任者、請負、勤続年数：3年8ヶ月、担当職経験年数：3年8ヶ月						
罹災程度： 尾骨骨折、右大腿打撲（休業10日間）						
<p>【概要】</p> <p>本災害の数日前の巡視点検時に、石灰石輸送ベルトコンベアヘッドシュート部に穴あきが発見されたため、災害当日は3名で補修作業を実施することになった。</p> <p>9時20分頃から罹災者を含む2名でヘッドシュートの寸法測定を実施し、次いで、9時45分頃、作業員A（罹災者）は、補修道具の入ったペール缶（径30cm×高さ36cm、重さ：4kg程度）を持って穴あき箇所に行くため、一旦、ヘッド部付近の点検通路から手摺を乗り越え、同通路の張り出し部（幅16.5cm）に立った。次いで、同通路に置いていたペール缶を1.1m下の座※（幅70cm）に降ろそうとした際、バランスを崩して約6m下のフロアに墜落し罹災した。</p> <p>墜落時に1.1m下の座※、次いでさらに2m下のベルトコンベアに接触した。</p> <p>なお、安全帯は各作業関係者で管理されており、罹災者は現場に向かった際には連絡車に安全帯を積んでいたが、罹災時、現場に持ち込んでいなかった。</p> <p>※ 座：点検、作業用の足場のこと。</p>						
<p>【原因】</p> <p>1. 罹災者は、手摺を乗り越え、適切な昇降設備や手摺等の転落防止措置が無い「座」を介しシュートに行こうとした。</p> <p>2. 始業前ミーティング等により、安全帯着用の周知がされていたが、罹災者は安全帯使用等の対策を行わずに作業にとりかかった。（当鉱山では、高低差1m以上を高所作業としており、通路から座への移動についても高所作業として安全帯使用等の転落防止措置を要するとしていた。）</p> <p>3. 作業前ミーティングを通じ作業指示がされていたが、関係者の間で具体的な作業内容・方法等について確認がされず、管理者も現場確認をしていないので、高所作業という認識がなかった。</p> <p>4. 「座」については、旧ベルトコンベアの駆動部があったフロアで、約40年前の設備改造に伴う通路変更後も残存し、今まで使用されずに現在に至っていた。</p>						

【対 策】

1. 「座」に降りる階段、手摺等を設置。
2. パトロールを含め、現場においては安全帯を常時着用するよう義務付ける。
3. 補修作業等に関する作業許可について、作業責任者が現場の安全を確認し、段取り・危険要因・安全対策等を検討して許可を与える方法に変更。
4. その他の昇降設備のない座や不要な座の張出しの調査及び対策実施。

【参考情報等】

・高所作業を実施する場合は、リスクアセスメントを実施し、安全帯着用などの墜落防止措置をとりましょう。

鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は、以下のとおりです。

< 鉱山保安法令 >

機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条）

鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第27条）

共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1項）

< 労働安全衛生法令 >

安全装置を具備すべき機械等（労働安全衛生法施行令第13条（第28号（墜落制止用器具））

墜落等による危険の防止（労働安全衛生規則第518条～第522条）

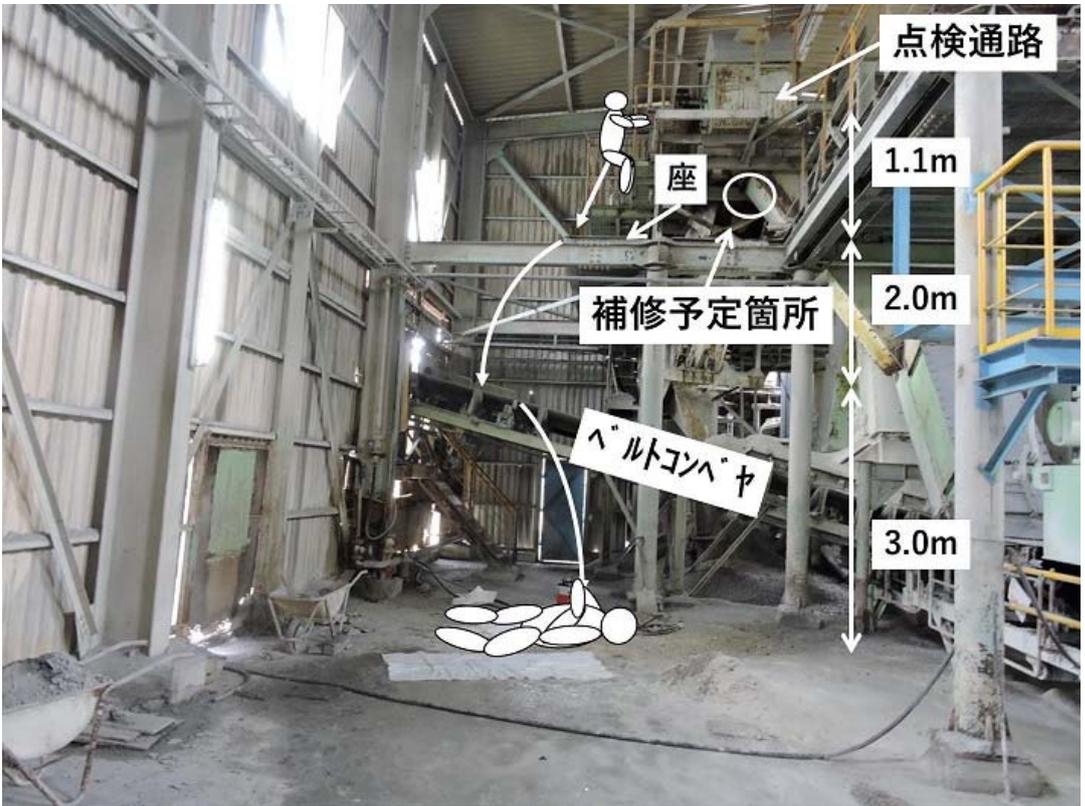
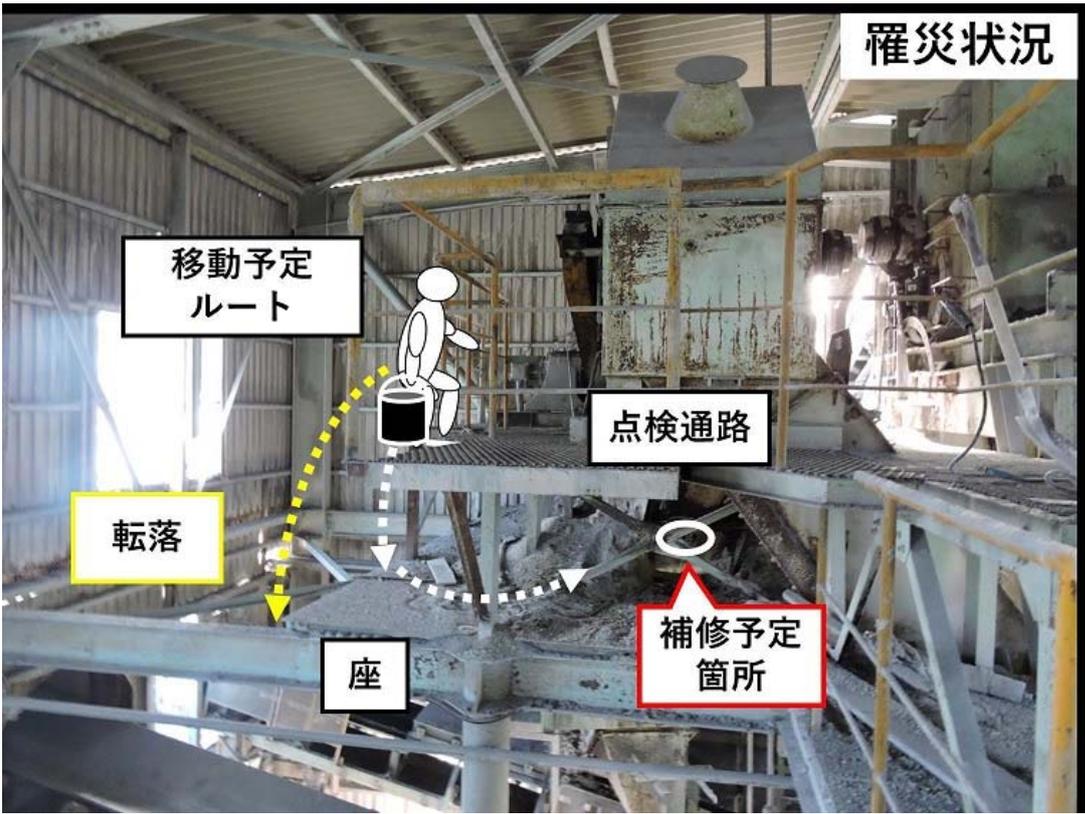
※墜落制止用器具（概略）

：安全帯のうち、胴ベルト型（一本つり）及びハーネス型（一本つり）のもの

【お問い合わせ先】

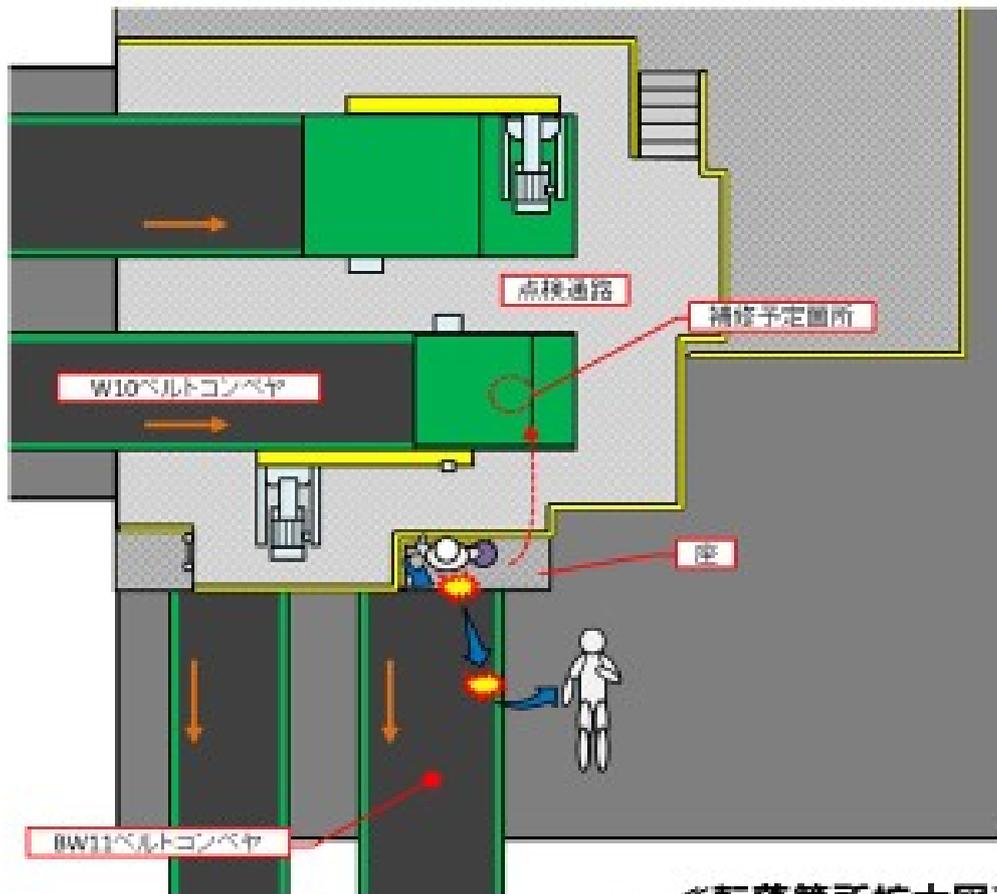
中国四国産業保安監督部 鉱山保安課 岩井、桑原

電話番号：082-224-5755



石灰石輸送ベルトコンベア(BC-W10)ヘッドシュート

《平面図》



《転落箇所拡大図》

